



# 水のわ

第116号

令和2年3月

長崎県石木ダム建設事務所  
住所：東彼杵郡川棚町百津郷394-2  
電話：0956-82-5109  
<ホームページ>  
石木ダム建設事務所 で 検索  
もしくは、右のQRコードから



## 今年度の主な出来事

### 平成31年/令和元年

5月21日

長崎県収用委員会による収用裁決

9月19日

収用裁決に基づく権利取得の日  
県庁にて、知事と地元住民の方々との面会



9月19日 知事と地元住民の方々との面会

9月30日

長崎県公共事業評価監視委員会において石木ダム事業再評価

再評価での主な審議内容  
令和元年度公共事業評価監視委員会（9月30日開催）

- 費用対効果  
支出する費用に対し、得られる効果はどれくらいか
- 代替案の検証  
石木ダム事業以外に有効な方法はないか
- 完成工期  
令和4年度末から令和7年度末に変更

事業の「継続」を委員会が了承



9月30日 長崎県公共事業評価監視委員会

11月13日

長崎県公共事業評価監視委員会が、知事に事業継続を認める意見書を提出

令和元年度 長崎県公共事業評価監視委員会意見書（抜粋）

全国的な大雨や渇水による想定外の被害の発生等、近年の自然災害の激甚化は深刻であり、石木ダム建設事業の必要性は益々高まっていると思料される。加えて、既に移転に協力された方々の思いや、これまでの経緯等を総合的に判断すれば事業継続は十分に理解できる。

11月18日

収用裁決に基づく明渡しの期限

11月29日

事業認定の取消を求めた控訴審判決において、第一審に続き、原告側の請求を棄却

### 控訴審判決の概要

- 石木ダム完成によって得られる公共の利益は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道水の確保という住民の生命の安全にも関わるものであって、大きいものというべきである。
- これに対し、失われる利益は、大きいとはいえない。
- したがって、石木ダム完成によって得られる公共の利益は、失われる利益に優越している。と判断された。

司法が「事業の公益上の必要性」を認める

12月10日

原告側が最高裁へ上告

### 令和2年

1月23日

佐世保市上下水道事業経営検討委員会において石木ダム事業再評価

2月28日

佐世保市上下水道事業経営検討委員会が、市水道局へ「事業継続」を是認する答申書提出

3月24日

長崎地方裁判所佐世保支部において、工事の差止を求めた訴訟の判決予定



# 工事の進捗について

付替県道の一部完成区間



令和元年度の工事により、一部の道路が完成しました。法面も崩れないよう、コンクリートの枠で保護しております。

付替県道法面の保護について



切土工区の法面は植物の種子や肥料を含むマットで保護しています。春には新芽が芽吹きます。

付替県道の施工状況



代替墓地に至る道路の切土・盛土工事が進んでおり、来年度中に代替墓地まで道路が完成する予定です。



令和2年2月末撮影

工事現場内は大変危険です。許可なく立ち入らないようお願いいたします。

ダム本体の工事を行う際に通行できなくなる県道嬉野川棚線を付替えるため、新しい道路を造る工事を行っています。現在は、橋梁の上下部工や護岸工、代替墓地方面へ向かう道路工事を実施しており、今後は付替える県道工事の延伸やダム本体の準備工を進める予定です。**(赤い点線が付替え道路のルートです。)**

## 石木ダム建設事務所からのお知らせ

### ①生活相談窓口について

毎週木曜日に石木ダム生活相談所（岩屋郷）で実施しておりましたが、石木ダム建設事務所にご連絡いただければ、随時職員が出向いて対応するよう改めております。

### ②ダムカードについて

石木ダム建設事務所では、石木ダムのダムカードを配布しております。来所された方1名につき1枚配布しておりますので、希望される方は石木ダム建設事務所までお越しください。



平成29年11月以降、全国から来所された方へおよそ550枚を配布しました。

「水のわ」に関して、ご質問やご意見等がありましたら、下記連絡先にお寄せください。

石木ダム建設事務所 電話 0956-82-5109  
長崎県土木部河川課 電話 095-823-3280